

令和6年度

練馬区人事行政の運営等の状況の公表

練馬区人事戦略担当部職員課

～目 次～

第1章 給与・定員管理等について……………	1
1 総括……………	1
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況……	3
3 一般行政職の級別職員数等の状況…………	5
4 職員の手当の状況……………	7
5 特別職の報酬等の状況……………	11
6 職員数の状況……………	11
第2章 任用管理等の状況について……………	15
1 職員の任免の状況……………	15
2 職員の人事評価の状況……………	18
3 職員の服務および分限・懲戒処分の状況……	19
4 職員の退職管理の状況……………	21
5 職員の研修および勤務成績の評価の状況…	21
6 職員の福利厚生 of 状況……………	22
7 特別区人事委員会の業務の状況……………	23

第1章 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 741,540	千円 312,286,631	千円 7,057,921	千円 40,722,142	% 13.0	% 14.3

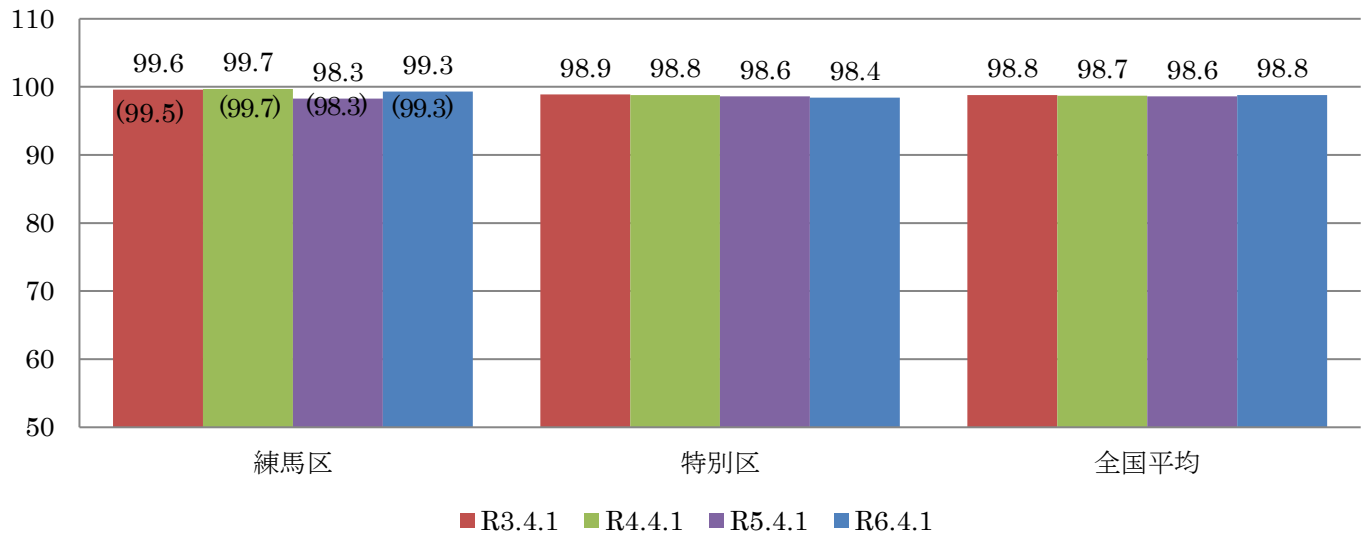
- (注) 1 数値は、令和5年度普通会計(国の定める基準により、会計間の重複分を除いた数値)決算による。
2 人件費には、諸手当、共済費(社会保険料の事業主負担分)、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 4年度特別区平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4,189	千円 13,541,482	千円 5,011,074	千円 6,871,269	千円 25,423,825	千円 6,069	千円 6,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用短時間職員・定年前再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、暫定再任用短時間職員・定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+練馬区の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均として、特別区平均を掲載。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告(令和6年10月9日)				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	393,192 円	382,163 円	11,029 円 (2.89%)	2.89%	2.89%	2.76%

(注)1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告(令和6年10月9日)				年間支給月数 (勧告後)	(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.87	月 4.65	月 0.22	月 0.2	月 4.85	月 4.60

(注)1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月1日実施)

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職給料表(一)について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)との均衡を踏まえて見直しを実施。

2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準 20%に対し、練馬区においても 20%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成 26 年度	各年度の支給割合										
		平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
練馬区の支給 割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

3) その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
練馬区	40.1 歳	300,493 円	422,078 円	375,601 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円		405,378 円
特別区平均	39.8 歳	298,662 円	424,891 円	374,938 円

(注)1 一般行政職とは、税務職・福祉職・技能労務職・教育職等を除いたものであり、地方公務員給与等実態調査で明らかにされているものである。

2 特別区平均は令和6年4月1日現在の数値である。

3 職種別の支給実績や支出額については 13 ページの【参考1】および【参考2】に記載。

4 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。

2) 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
練馬区	54.1 歳	414 人	294,732 円	396,741 円	378,267 円
うち学校給食員	56.2 歳	47 人	293,478 円	365,810 円	358,376 円
うち用務員	58.4 歳	75 人	281,488 円	349,305 円	342,017 円
うち清掃職員	50.8 歳	177 人	297,310 円	429,303 円	403,867 円
東京都	50.5 歳	1,211 人	286,976 円	388,004 円	353,700 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円		330,553 円
特別区平均	53.6 歳	228 人	284,926 円	387,351 円	349,817 円

(注)1 特別区平均は令和6年4月1日現在の数値である。

2 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。

区分	民間			参考	参考		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
練馬区							
うち学校給食員	飲食物調理従事者	41.9 歳	313,073 円	1.14	5,966,960 円	4,076,076 円	1.46
うち用務員	清掃従事者	47.5 歳	258,506 円	1.32	5,694,583 円	3,484,772 円	1.63
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	47.5 歳	299,884 円	1.34	6,724,385 円	4,099,408 円	1.64

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

4 職種別の支給実績や支出額については13ページの【参考1】および【参考2】に記載。

3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
練馬区(幼稚園等)	42.9 歳	303,169 円	407,931 円
東京都(小・中学校)	39.8 歳	341,332 円	441,317 円
特別区平均	38.3 歳	331,651 円	443,446 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 特別区平均は令和6年4月1日現在の数値である。

4 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。

(2) 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		練馬区	東京都	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	(総合職)200,700 円 (一般職)196,200 円
	高校卒	158,100 円	160,100 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	153,400 円	157,500 円	—
教育職(幼稚園)	大学卒	207,800 円	210,400 円	—
	短大卒	190,200 円	194,300 円	—

(注) 1 総合職・一般職は、国家公務員採用試験区分による。

2 技能労務職の初任給は、技能Ⅰの初任給基準の額を記載している。

3 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	288,383 円	372,481 円	392,689 円	389,301 円
	高校卒	— 円	343,184 円	349,233 円	370,180 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	311,361 円	315,386 円

(注) 1 職員数が少ない区分については、平均給料月額は掲載していない。

2 給料月額は、年齢・前歴の有無などにより異なるため、経験年数(区職員としての年数)と必ずしも比例しない。

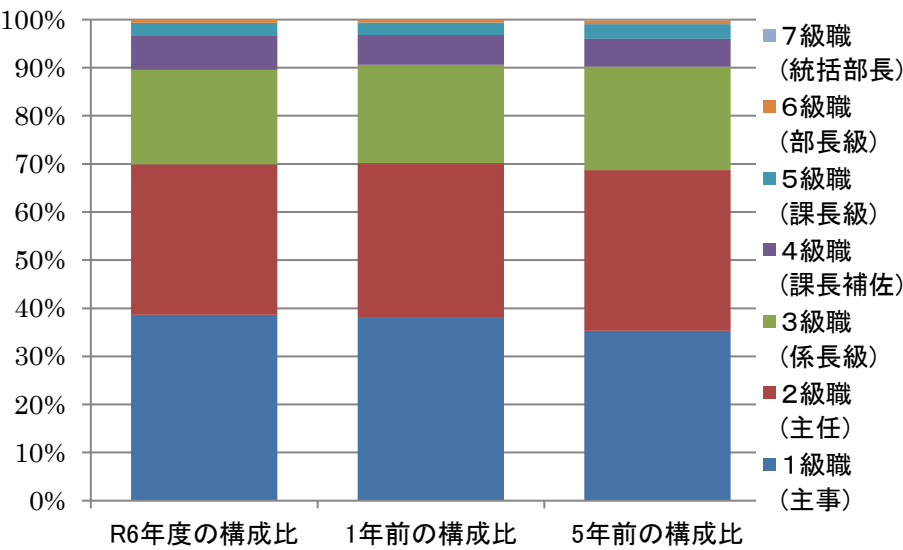
3 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括部長	2人	0.1%	452,200円	540,500円
6級	部長	15人	0.6%	370,800円	514,100円
5級	課長	68人	2.7%	288,700円	453,500円
4級	課長補佐	177人	7.0%	260,300円	427,600円
3級	係長(主査を含む)	494人	19.6%	235,600円	405,700円
2級	主任	787人	31.3%	208,500円	356,600円
1級	係員	972人	38.6%	153,500円	322,900円

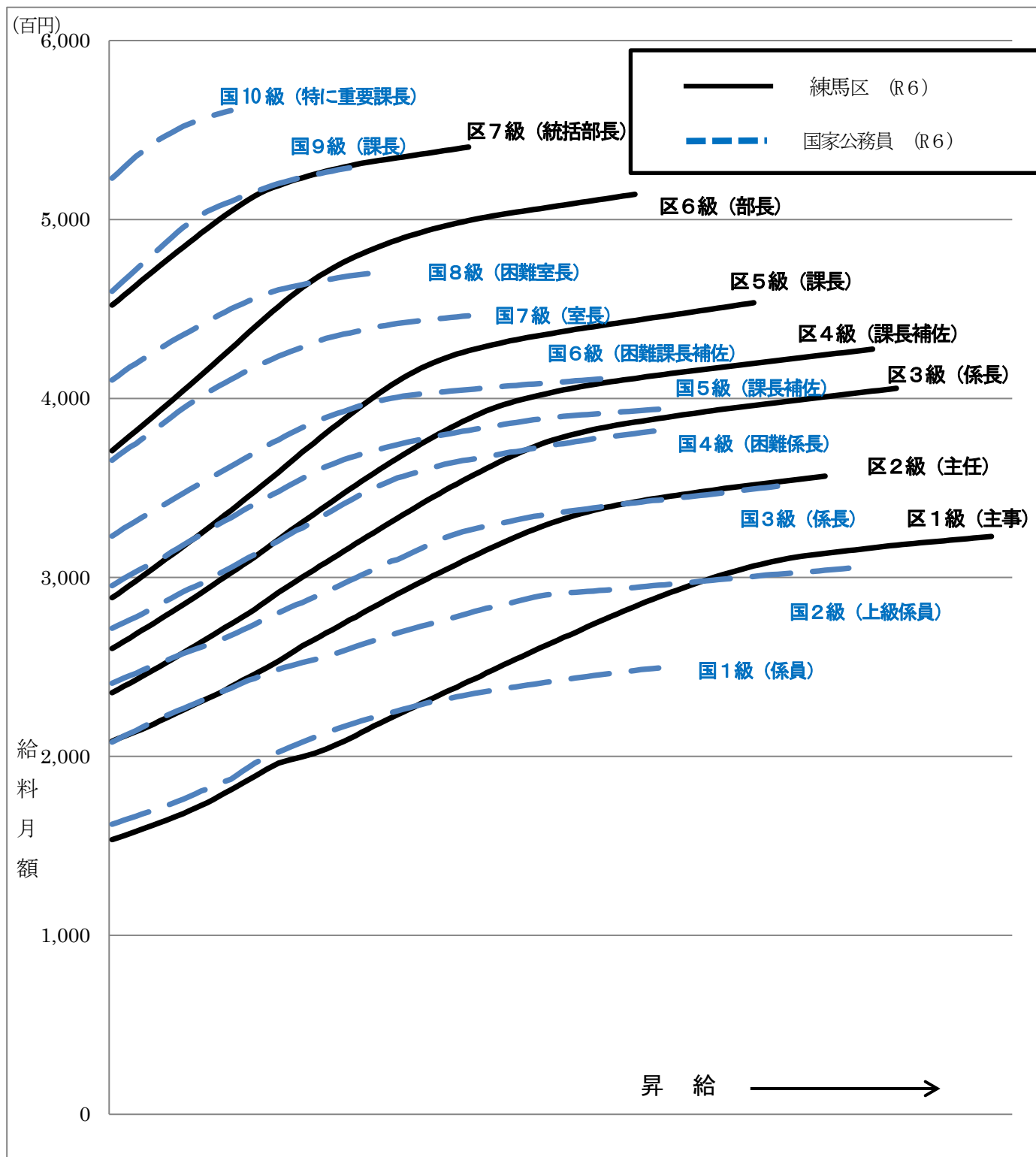
- (注) 1 一般行政職のうち、練馬区の給与条例に基づく行政職給料表(一)の適用を受ける職員の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
- 3 一般行政職とは、税務職・福祉職・技能労務職・教育職等を除いた職員数であり、地方公務員給与等実態調査で明らかにされているものである。
- 4 令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額である。



	令和6年度の構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
7級	0.08%	0.08%	0.13%
6級	0.60%	0.52%	0.67%
5級	2.70%	2.62%	3.06%
4級	7.04%	6.16%	5.78%
3級	19.64%	20.41%	21.53%
2級	31.29%	32.01%	33.47%
1級	38.65%	38.20%	35.35%

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分	令和5年度実績	令和6年度実績
職員数(a)	4,372 人	4,380 人
昇給対象の職員数(b)	3,445 人	3,444 人
昇給区分Aまたは昇給区分Bにより昇給した職員数(c)	1,064 人	1,079 人
比率(c/b)	30.9%	31.4%

(注) 1 昇給区分C(標準)と比較して、昇給区分Aの職員は2号上位、昇給区分Bの職員は1号上位の号給が付与される。

2 現給保障の対象となっている職員や暫定再任用フルタイム職員については昇給しないため、昇給対象外。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

練馬区		東京都		国	
1人あたり平均支給額(令和5年度) 1,732 千円					
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.25 月分	2.40 月分	2.25 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.35) 月分	(1.10) 月分	(1.35) 月分	(1.10) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5%~20%	・役職加算	3~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	15%~20%	・管理職加算	15~25%	・管理職加算	10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 人事評価の実施状況

地方公務員法第3章第3節に基づき、全職員を対象に人事評価を実施している。

2 勤労手当への勤務成績の反映状況

管理職員について、人事評価に基づいた成績率（令和5年6月は 10000 分の 12522 から 10000 分の 8200）の段階を決定。

一般職員について、人事評価に基づいた成績率（令和5年6月は 10000 分の 11202 から 10000 分の 9450）の段階を決定。

令和6年6月の勤労手当において、最上位に決定された職員は、管理職員は6%程度、一般職員は7%程度である。

○勤労手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

（注）人事評価結果が標準の職員と比較して、上位の職員は高い成績率、下位の職員は低い成績率に基づき、勤労手当が算出される。

（2）退職手当

（令和6年4月1日現在）

練馬区				国			
（支給率）	自己都合		勸奨・定年	（支給率）	自己都合		勸奨・定年
勤続 20 年	18.00	月分	24.55 月分	勤続 20 年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.00	月分	32.95 月分	勤続 25 年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.75	月分	47.70 月分	勤続 35 年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	39.75	月分	47.70 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
【その他の加算措置】				【その他の加算措置】			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			
1 人当たり平均支給額	1,887	千円	20,129 千円				

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		3,299,485 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		731,107 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
練馬区	20.0 %	4,513 人	20.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数(令和5年4月1日数値)		98.3	
ラスパイレース指数(令和5年4月1日数値)		98.3	

(4) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	51,129 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	100,254 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	11.3 %
手当の種類(手当数)	4

手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特定危険現場業務手当	① 乗用貨物用昇降機およびエスカレーターの検査業務に従事したとき ② 地上 10m以上の足場の不安定な建築物等で工事監督業務等を行ったとき ③ アスベストにさらされる恐れのある業務に従事したとき	34 千円	① 一台につき 390 円 ② 日額 290 円 ③ 日額 390 円
総合福祉事務所現業手当	総合福祉事務所に勤務する職員が生活保護法等に定める業務を行うため家庭訪問したとき また面接業務に従事した時。また母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める相談業務に従事したとき	19,502 千円	日額 390 円
防疫等業務手当	保健相談所その他の施設に勤務し、所定の感染症の患者に接する業務に従事した職員	— 千円	日額 680 円
清掃業務従事職員 特殊勤務手当	清掃事務所に勤務し、廃棄物の処理を直接行う業務 またはこれに関連する業務に従事した職員	31,490 千円	日額 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,352,359 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	327,845 円
支給実績(令和4年度決算)	1,363,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	328,069 円

(注) 職員1人あたりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,000 円 ② 子 9,000 円 ③ 配偶者と子を除く扶養親族 6,000 円 (※16～22 歳の扶養親族である子 1 人につき、4,000 円を加算する。)	異なる	支給金額	251,224 千円	189,604 円
住居手当	月額 27,000 円以上の家賃を支払っている職員 8,300 円 ① 27 歳以下 18,700 円加算 ② 28～32 歳 9,300 円加算	異なる	家賃負担者に最高 27,000 円	155,767 千円	165,008 円
通勤手当	運賃相当額 限度額:1ヶ月あたり 55,000 円	同じ		476,184 千円	120,614 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 月額 41,900～142,400 円	異なる	支給金額	132,815 千円	1,125,556 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し支給 勤務 1 時間単価の 135/100	同じ		88,020 千円	171,245 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務時間5時間未満の場合 勤務 1 回につき 4,400～5,500 円 勤務時間5時間以上の場合 勤務 1 回につき 8,800～11,000 円	異なる	支給金額	1,113 千円	17,394 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日に勤務した場合に支給 勤務時間6時間以下の場合 部長級:12,000 円・課長級:10,000 円 勤務時間6時間超の場合 部長級:18,000 円・課長級:15,000 円 管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給 部長級: 6,000 円・課長級: 5,000 円	異なる	支給金額	116 千円	19,333 円
初任給調整手当	医師・歯科医師に支給 月額 118,000～268,500 円	異なる	支給金額	4,246 千円	2,123,400 円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材確保、学校教育の水準の向上を図るため支給 上限 4,150 円	—	—	1,146 千円	42,449 円

5 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	区長	1,141,400 円		
	副区長	912,700 円		
報酬	議長	912,700 円		
	副議長	787,300 円		
	議員	616,800 円		
期末手当	区長 副区長	(令和5年度支給割合) 3.25 月分		
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当	区長	(算定方式) 1,141,400 円 × 在職年数 × 436/100	(1期の手当額) 19,906,016 円	(支給時期) 任期毎
	副区長	912,700 円 × 在職年数 × 349/100	12,741,292 円	任期毎

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在/単位:人)

区分			職員数		対前年	主な増減理由
部門			令和5年度	令和6年度	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	17	0	
		総務	675	696	21	業務増、職員配置の見直しなど
		税務	129	131	2	職員配置の見直し
		民生	1,893	1,879	△14	事務事業の民間等委託、職員配置の見直しなど
		衛生	568	553	△15	職員配置の見直しなど
		農林水産	23	25	2	業務増
		商工	42	42	0	
		土木	500	513	13	業務増、職員配置の見直しなど
		計	3,847	3,856	9	
	教育部門		337	333	△4	事務事業の民間等委託、職員配置の見直しなど
	小計		4,184	4,189	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 56 人
公営企業等 会計部門	その他	188	191	3	職員配置の見直し	
	小計	188	191	3		
合計			4,372 [4,510]	4,380 [4,510]	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 59 人

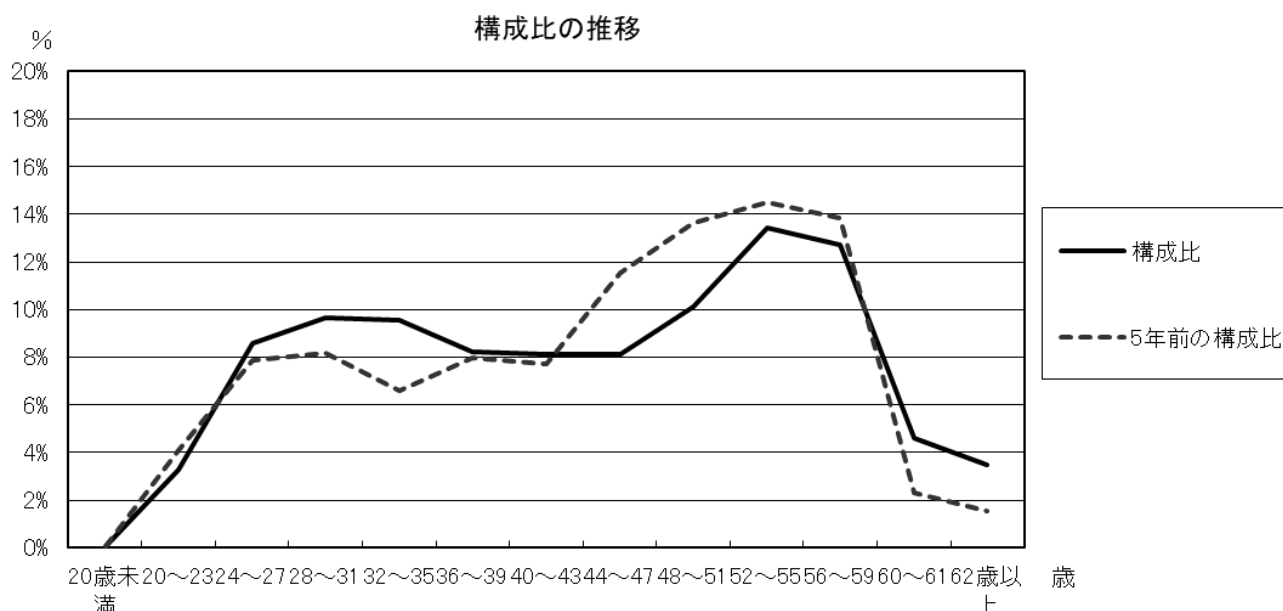
(注) 1 部門分類は、総務省が実施する地方公共団体定員管理調査に基づく。

2 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、暫定再任用短時間職員(令和4年度までは再任用短時間職員)、会計年度任用職員を除く。

3 []内は、条例定数の合計であり、休職者、派遣職員、会計年度任用職員等を除く。

4 練馬区組織の部門別職員数や職層別職員数の状況については、14 ページの【参考3】および【参考4】に記載。

(2) 年齢別職員数の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～61歳	62歳以上	計
職員数	4人	143人	377人	422人	419人	360人	356人	355人	443人	589人	558人	202人	152人	4,380人

(注) 62歳以上の区分は、医師(65歳定年)および再任用フルタイム職員等である。

(3) 職員数の推移

(各年度4月1日現在／単位:人・%)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	直近5年間の増減数(率)
一般行政	3,931	3,932	3,882	3,847	3,856	△75(98.1%)
教育	385	360	349	337	333	△52(86.5%)
公営企業等会計	197	188	187	188	191	△6(97.0%)
計	4,513	4,480	4,418	4,372	4,380	△133(97.1%)

(注) 1 総務省が実施する地方公共団体定員管理調査において報告した各年の部門別職員数。

2 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、暫定再任用短時間職員(令和4年度までは再任用短時間職員)、会計年度任用職員を除く。

【参考1】 職種別給与支給実績(主な職種のみ)

(令和6年4月1日現在)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般事務	2,105 人	40 歳	28 万 8,612 円
部長級	14 人	56 歳	47 万 7,792 円
課長級	58 人	51 歳	41 万 7,872 円
係長級	553 人	49 歳	36 万 7,540 円
主任級	688 人	43 歳	28 万 7,618 円
主事	792 人	30 歳	22 万 1,556 円
福祉	299 人	43 歳	30 万 2,593 円
保育士	715 人	50 歳	31 万 9,479 円
児童指導	165 人	49 歳	32 万 1,270 円
土木	170 人	40 歳	29 万 9,361 円
調理	125 人	56 歳	29 万 1,086 円
用務	78 人	58 歳	27 万 0,342 円
作業Ⅲ	173 人	51 歳	29 万 2,600 円
全職員	4,380 人	44 歳	29 万 7,098 円

【参考2】 職種別支出額(主な職種のみ)

(令和6年4月1日現在)

区分	令和5年度実績				
	年間平均 期末・勤勉手当支給額	年間給与支給額合計	年間平均 給与支給額	年間平均共済費等 事業主負担金	年間平均職員人件費
一般事務	168 万 8,833 円	134 億 9,773 万 5,423 円	653 万 0,109 円	124 万 8,875 円	777 万 8,984 円
部長級	359 万 5,525 円	1 億 6,202 万 8,570 円	1,246 万 3,736 円	216 万 4,012 円	1,462 万 7,748 円
課長級	279 万 2,030 円	5 億 8,946 万 6,614 円	1,034 万 1,520 円	196 万 3,154 円	1,230 万 4,673 円
係長級	222 万 0,316 円	45 億 6,421 万 0,005 円	839 万 0,092 円	161 万 9,443 円	1,000 万 9,535 円
主任級	167 万 0,885 円	43 億 2,901 万 7,435 円	638 万 4,981 円	124 万 3,408 円	762 万 8,390 円
主事	121 万 8,348 円	38 億 5,301 万 2,799 円	497 万 1,629 円	92 万 5,657 円	589 万 7,287 円
福祉	179 万 2,444 円	19 億 9,587 万 9,571 円	693 万 0,137 円	135 万 1,250 円	828 万 1,388 円
保育士	186 万 1,106 円	50 億 7,364 万 9,840 円	681 万 0,268 円	133 万 9,573 円	823 万 6,649 円
児童指導	186 万 7,106 円	11 億 7,826 万 3,751 円	689 万 0,431 円	134 万 6,217 円	831 万 6,684 円
土木	173 万 9,867 円	11 億 1,051 万 3,363 円	664 万 9,781 円	126 万 8,803 円	791 万 8,584 円
調理	161 万 3,179 円	8 億 0,576 万 6,767 円	601 万 3,185 円	118 万 9,416 円	720 万 2,601 円
用務	139 万 9,027 円	4 億 5,857 万 6,701 円	552 万 5,020 円	111 万 3,543 円	663 万 8,563 円
作業Ⅲ	166 万 6,096 円	12 億 3,647 万 6,097 円	686 万 9,312 円	130 万 3,210 円	817 万 2,521 円
全職員	173 万 2,126 円	289 億 1,701 万 4,026 円	661 万 4,139 円	127 万 7,112 円	789 万 1,250 円

(注)1 一般事務以外については、部長級・課長級・係長級などを含む。

2 給与支給額は、給料に諸手当を加えたものである。

3 年間平均共済費等事業主負担金は、職員本人と区で1/2 ずつ負担している共済費のうち、本人負担部分を除いた事業主負担部分である。

4 職員人件費は、給与支給額に共済費等事業主負担金を加えたものである。

5 「平均給料月額」は、令和6年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の金額である。

【参考3】練馬区組織の部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在／単位：人）

部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和 5年度	令和 6年度		
議会	17	17	0	
総務	418	438	20	業務増、職員配置の見直しなど
区民	444	446	2	職員配置の見直し
産業経済	69	71	2	業務増
地域文化	182	188	6	職員配置の見直しなど
福祉	675	686	11	職員配置の見直しなど
健康	284	274	△10	職員配置の見直しなど
環境	311	307	△4	職員配置の見直しなど
都市整備	186	189	3	職員配置の見直しなど
土木	214	218	4	業務増、職員配置の見直しなど
小計	2,800	2,834	34	
教育	1,572	1,546	△26	事務事業の民間等委託、職員配置の見直しなど
合計	4,372	4,380	8	

(注)総務省が実施する地方公共団体定員管理調査における部門と練馬区組織における部門の対応関係

【普通会計部門】

●一般行政部門

「議会 － 議会」、「総務 － 総務の一部、区民の一部、地域文化の一部など」、「税務 － 区民の一部」、
「民生 － 福祉の一部、教育の一部など」、「衛生 － 健康の一部、環境の一部」、「農林水産 － 産業経済の一部」、
「商工 － 産業経済の一部」、「土木 － 都市整備の一部、土木の一部など」

●教育部門

「教育 － 教育、地域文化の一部」

●公営企業等会計部門

「その他 － 区民の一部、福祉の一部」

【参考4】職層別職員数の状況（令和6年4月1日現在／単位：人）

職	部長級	課長級	課長 補佐級	係長級	主任級	一般	合計
男	21	69	198	452	644	643	2,027
女	2	18	60	444	1,205	624	2,353
合計	23	87	258	896	1,849	1,267	4,380

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、暫定再任用短時間職員、会計年度任用職員を除く。

2 課長補佐級には統括技能長、係長級には技能長、主任級には技能主任を含む。

第2章 任用管理等の状況について

1 職員の任免の状況

(1) 職員の採用の状況

(令和6年4月1日付／単位:人)

区分	一般事務	IC	福祉	保育士	心理	土木	造園	建築	機械	電気	食衛生監視	保健衛生監視	医師	栄養士	保健師	看護師	幼稚園教諭	合計
I類	58	0	11	0	1	6	2	2	2	1	2	1	0	3	9	0	1	99
II類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
III類	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
その他	49	2	4	1	0	6	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	67
合計	116	2	15	1	1	12	2	6	2	1	2	1	1	3	9	4	1	179

(注)1 I類は大学卒業程度、II類は短大卒業程度、III類は高校卒業程度の区分である。

2 その他は、人事交流(東京都または他区からの転入)による採用、経験者採用、就職氷河期世代等である。

(2) 職員の退職の状況

(令和5年度実績／単位:人)

区分	一般事務	福祉	保育士	児童指導	心理	土木	建築	保健衛生監視	医師	理学療法	保健師	看護師	調理	用務	作業Ⅲ	自動車運転Ⅱ	一般業務	幼稚園教諭	合計
普通	19	2	4	0	2	5	2	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	40
定年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勧奨	7	1	6	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	19
60歳到達後	13	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	1	0	30
その他	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	41	4	19	2	2	5	2	1	1	1	2	1	3	1	4	1	1	2	93

(注) その他は、交流転出・死亡退職等である。

(3) 昇任および昇任選考実施状況

1) 職員の昇任状況

(令和6年4月1日付／単位:人)

	統括部長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	統括技能長	技能長	技能主任	合計
人数	0	3	10	33	75	91	1	6	6	225

2) 職員の昇任選考実施状況

(令和5年度実績／単位:人)

	管理職	課長補佐	係長	主任	統括技能長	技能長	技能主任	合計
有資格者	1,405	203	1,102	646	43	153	27	3,579
申込者	14			344	6	18	9	391
合格者	7	33	77	97	1	6	6	227

(注)係長・課長補佐への昇任については、平成30年度に従来の申込制から人事評価を基本とする指名制へ変更となった。

(4) 障害者雇用の通称状況

A 任免状況								
① 職員の数〔注意〕2、3 参照			② 除外職員の数〔注意〕3、4 参照			③ 旧除外職員の数		
a 職員の数 (短時間勤務 職員を除く)	b 短時間勤 務職員の 数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員 を除く)	e 除外職員の数 (短時間勤務)	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職 員を除く)	h 短時間勤 務旧除外 職員の数	i 旧除外職員 の総数= g+(h ×0.5)
4,615 人	1,265 人	5,247.5 人	0 人	0 人	0 人	1,152 人	135 人	1,219.5 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数〔注意〕3、6、6-2 参照								
(イ) 重度身体 障害者	(ロ) 重度身体障害 者以外の身 体障害者	(ハ) 重度身体障害 者である 短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害 者以外の身体 障害者である 短時間勤務職員	(ホ) 身体障害者の数 = (イ×2)+ロ+ ハ+(ニ×0.5)	(ヘ) 重度知的障 害者	(ト) 重度知的障害者 以外の知的 障害者	(チ) 重度知的障 害者である 短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者 以外の知的障 害者である 短時間勤務職員
27 人	32 人	4 人	7 人	93.5 人	0 人	0 人	1 人	0 人
(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)

(ヌ) 知的障害者の数 = (ヘ×2)+ト+チ+(リ×0.5)	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者であ る短時間勤務職員	(ワ) 精神障害者の数 = ル+ヲ
4 人	33 人	14 人	47 人
(0)	(4)	(8)	(12)

B 上記に基づく計算							
⑤ 現在設定 されている 除外率 〔注意〕7	⑥ 基準割合 = (③)/(①c- ②f)×100 〔注意〕8、9	⑦ ⑥に基づく 除外率 〔注意〕10	⑧ 適用される 除外率 〔注意〕11	⑨ 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員の数 = (①c-②f)/(①c-② f)×⑧〔注意〕12	⑩ 障害者計 = ④ホ+④ヌ+ ④ワ 〔注意〕13	⑪ 実雇用率 = (⑩/⑨)×100 〔注意〕14	⑫ 法定雇用障害者数を 達成するために採用し なければならない身 体障害者、知的障害者 又は精神障害者の数 〔注意〕15
5 %	23 %	0 %	5 %	4,985.5 人	144.5 人	2.90 %	0 人

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	6 人	肢体 不 自 由 者 (第4 号に 該当 する 者)	上肢不自由	4 人	内部障 害者 (第5 号に該 当する 者)	心臓機能障害	9 人
	視野障害	1 人		下肢不自由	21 人		じん臓機能障害	3 人
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障 害	7 人		体幹機能障害	3 人		呼吸器機能障害	1 人
	平衡機能障 害	0 人		上肢機能障害	11 人		ぼうこう又は直腸機能障害	2 人
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)		0 人		移動機能障害	1 人		小腸機能障害	0 人

			免疫機能障害	0	人
			肝臓機能障害	1	人

〔注意〕

- 1 二以上の障害を有する者については、いずれかの障害のみについて記載すること。
- 2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- 3 ①a欄、②a欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 4 ②欄には、〔参考1〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 5 ③欄には、〔参考2〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7 ⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。
- 8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載するものであること。
- 9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- 10 ⑦欄には、
〔参考3〕に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
- 11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること。)
- 12 ⑨欄には、
職員の数(①c)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数(①c-②f×⑧。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を控除した数を記載すること。
- 13 ①a欄、②a欄、③a欄、④(ホ)、(ヌ)及び(リ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ⑫欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

〔参考1〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員
○在外公館(政府代表部を除く。)(に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間))

〔参考2〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

〔参考3〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上 75%未満	50%	45%以上 50%未満	25%
90%以上 95%未満	70%	65%以上 70%未満	45%	40%以上 45%未満	20%
85%以上 90%未満	65%	60%以上 65%未満	40%	35%以上 40%未満	15%

80%以上 85%未満	60%	55%以上 60%未満	35%	30%以上 35%未満	10%
75%以上 80%未満	55%	50%以上 55%未満	30%	25%以上 30%未満	5%

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、加えて同法において、「人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。

練馬区では、練馬区職員の人事評価実施規程等に基づき、人事評価を実施しています。人事評価の結果については、任用(昇任選考・再任用採用選考)、給与(昇給・勤勉手当)、分限その他人事管理に総合的に活用しております。

練馬区における人事評価制度の概要は、次のとおりです。

(1) 一般職員

1) 評価者および評価方法

	第一次評価	第二次評価	調整
評価者および調整者	所属課長	所属部長	副区長
評価方法	絶対評価	相対評価	—

2) 評価項目

能力・態度評価	業績評価
○職務遂行 ○取組姿勢 ○区民本位・チームワーク・人材育成	○仕事の成果

3) 特徴

- 所属課長が絶対評価を実施
- 職種および職層に応じて評価項目を設定
- 目標管理型の業績評価を実施
- 能力・態度評価と業績評価による総合評価
- 第一次評価結果の本人開示、評価結果に係る苦情処理専門委員会の設置

(2) 管理職員

1) 評価者および評価方法

① 課長級

	第一次評価	最終評価
評価者および最終評価者	所属部長	副区長
評価方法	絶対評価	相対評価

② 部長級

	評価
評価者	副区長
評価方法	相対評価

2) 評価項目

能力・態度評価	業績評価
○職務遂行 ○取組姿勢 ○区民本位・チームワーク・人材育成	○仕事の成果

3) 特徴

- 職層に応じて評価項目を設定
- 目標管理型の業績評価を実施
- 能力・態度評価と業績評価による総合評価

3 職員の服務および分限・懲戒処分の状況

(1) 職員の服務

職員には、全体の奉仕者として地方公務員法で次のような義務が課せられます。
この義務は、「職務上の義務」と、職務の内外を問わない「身分上の義務」の2つに大別されます。

1) 職務上の義務

区分	内容
法令および上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
服務の宣誓	職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。 特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを、住民全体に対して誓わなければならない。

2) 身分上の義務

区分	内容
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 職員が直接職務を遂行するにあたっての行為はもちろん、職務外の行為であっても義務づけられている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であるか退職後であるかを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。これは、職員の政治的中立性を保障することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護しようとするものである。

争議行為等の禁止	職員は、住民に対してストライキ、サボタージュなどの争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠慢的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員が、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、または報酬を得て何らかの事業もしくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

(2) 職員の分限処分の状況

(令和5年度実績／単位:人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
人数	0	0	115	0	115

(注) 分限処分とは、心身の病気のために公務が行えない状態になった職員等に対して行う処分。

(3) 職員の懲戒処分の状況

(令和5年度実績／単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
人数	0	0	5	0	5

(注) 懲戒処分とは、地方公務員法や地方公務員法に基づく条例等に違反した場合に行う処分。

(4) 職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	60 分

(注) 上記は標準的な職員の勤務時間。

(5) 勤務条件に関する措置要求

前年度からの 継続事案数【A】	令和5年度 要求事案数【B】	完結件数 【C】	翌年度継続件数 【A】+【B】-【C】
0	0	0	0

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

前年度からの 継続事案数【A】	令和5年度 請求事案数【B】	完結件数 【C】	翌年度継続件数 【A】+【B】-【C】
6	0	0	6

4 職員の退職管理の状況

練馬区における管理職員の再就職状況については、以下のとおりです。

(1) 対象者

令和4年度および令和5年度に退職した、区管理職、区立小中学校の校長・副校長、区立幼稚園の園長・副園長

(2) 再就職状況(団体別の再就職者数)

	公益財団法人	一般社団法人	その他	計
部長級	2	0	0	2
課長級	0	1	6	7
計	2	1	6	9

5 職員の研修および勤務成績の評価の状況

(1) 職員の研修実施の状況

(令和5年度実績)

種類	回数	受講人数
職層研修	32 回	2,003 人
能力開発型研修	36 回	1,275 人
その他(派遣、職場、担当課企画研修)	176 回	4,318 人
特別区職員研修所主催研修	101 回	801 人
第四ブロック合同研修 (練馬・豊島・中野・板橋・杉並)	2 回	17 人
合 計	347 回	8,414 人

(注)1 職層研修は、採用時や昇任時などに実施する研修である。

2 能力開発型研修は、実務能力向上を目的とした研修やワークショップ型の研修などである。

(2) 職員の勤務成績の評価の状況

1) 管理職員(部課長級職員)

管理職員については、目標による成果と取り組み姿勢について、職務目標の達成、組織経営・職員育成および能力開発の観点から評価を行っています。

2) 一般職員(係長級以下の職員)

一般職員については、業績(業務目標の達成度やその他設定目標以外の取組)および能力(職務遂行の過程において発揮された職員の能力)の観点から評価を行っています。

6 職員の福利厚生状況

(1) 職員福利厚生制度

1) 東京都職員共済組合

短期給付事業(病気やケガの医療費など)、長期給付事業(年金給付)、福祉事業(人間ドックなど)を行っています。

2) 特別区職員互助組合

保険、各種セミナーや相談事業などを行っています。

3) 練馬区職員互助会

給付金、貸付金、カフェテリアプランなどの事業を行っています。

① 令和6年4月1日現在会員数

4,553人

② 財源

職員会費 給料月額2/1000

区負担金 会費:負担金=1:1を基本とし、予算の範囲内の額

4) 健康管理業務

職員の健康保持推進のため法令等に基づき、健康診断、健康相談、安全衛生管理等により職員の健康管理を行っています。

(2) 公務災害、通勤災害、出産休暇、介護休暇の状況 (令和5年度実績)

公務災害	通勤災害	出産休暇	介護休暇
19件	8件	85人	16人

(3) 休業の状況

(令和5年度実績)

配偶者同行休業	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	大学院修学休業
3人	229人	6人	126人	0人

7 特別区人事委員会の業務の状況

職員の採用は、特別区(23区)人事委員会が試験を行い、各区の需要数に応じ、合格者の中から各区が採用します。
(区独自で採用するものもあります。)

ここでは、特別区(23区)人事委員会の採用試験実施状況などをお知らせします。

(1) 令和5年度特別区職員採用試験受験資格

区分	職種	年齢(注1)	資格・免許	その他
Ⅰ類 【春試験】	事務	22歳～31歳	——	●活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、「事務」については、点字による出題に対応できる人も受験できる。 ●22歳未満で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人、またはこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園(土木)			
	土木造園(造園)			
	建築			
	機械			
	電気			
	福祉	22歳～29歳	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人	
	心理	～39歳	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)の心理学科を卒業した人、またはこれに相当する人	
Ⅰ類 【秋試験】	衛生監視(衛生)	22歳～29歳	食品衛生監視員および環境衛生監視員の資格を有する人	
	衛生監視(化学)		——	
	保健師	22歳～39歳	保健師の免許を有する人	
Ⅲ類	土木造園(土木)	22歳～31歳	——	
	建築			
Ⅲ類	事務	18歳～21歳	——	●活字印刷文または点字による出題に対応できる人
障害者	事務	18歳～60歳	●身体障害者手帳等の交付を受けている人(注2)	

(注)1 年齢については、受験年度末年齢である。

2 身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人または児童相談所等により知的障害者であると判定された人である。

区分		職種	年齢（注1）	資格・免許		その他
経験者	1級職	事務(一般事務) 事務(ICT) 土木造園(土木) 建築 機械	61歳未満	●「事務」以外の職種は当該職種に関連した業務に従事していること。 ●「福祉」、「児童福祉」、「児童指導」は、社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人。 ●「児童心理」は、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修して卒業した人または大学院において、心理学を専攻する課程を修了した人。	民間企業等での業務従事歴が直近10年中4年以上ある人(注2)	●活字印刷文による出題に対応できる人。 ただし、「事務」については、点字による出題に対応できる人も受験できる
	2級職 (主任)	電気 福祉 児童福祉 児童指導 児童心理			民間企業等での業務従事歴が直近14年中8年以上ある人(注2)	
	3級職 (係長級)	事務(ICT) 児童福祉 児童指導 児童心理			民間企業等での業務従事歴が直近18年中12年以上ある人(注2)	
就職氷河期		事務(一般事務)	昭和 45 年4月2日 から 昭和 61 年4月1日 までに生まれた者	———		

(注) 1 年齢については、受験年度末年齢である。

- 2 「児童福祉」、「児童指導」、「児童心理」については、民間企業等での業務従事歴のうち、1級職は2年以上、2級職は4年以上、3級職は5年以上、児童相談所等での業務従事歴があること。

(2) 令和5年度特別区職員採用試験実施状況 単位:人(倍率:倍)

区分		職種	採用 予定者数	申込者数	第1次 受験者数	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数	倍率	
Ⅰ 類 【春試験】		事務	1,181	8,541	7,668	5,955	4,595	3,013	2.5	
		土木造園(土木)	94	196	186	174	120	105	1.8	
		土木造園(造園)	25	66	60	57	46	39	1.5	
		建築	101	123	116	110	89	83	1.4	
		機械	18	45	41	41	30	24	1.7	
		電気	22	59	48	48	41	33	1.5	
		福祉	141	453	421	376	333	256	1.6	
		心理	20	177	147	110	96	45	3.3	
		衛生監視(衛生)	39	117	111	94	85	61	1.8	
		衛生監視(化学)	5	40	32	29	20	10	3.2	
		保健師	105	362	334	298	277	213	1.6	
		小 計	1,751	10,179	9,164	7,292	5,732	3,882	2.4	
		Ⅰ 類 【秋試験】		土木造園(土木)	30	54	36	30	27	22
建築	33			37	28	26	24	20	1.4	
小 計	63			91	64	56	51	42	1.5	
Ⅲ類		事務	156	2,398	2,058	1,039	732	482	4.3	
障害者		事務	84	553	406	244	224	88	4.6	
経験者	1級職		事務(一般事務)	207	1,516	1,146	561	524	289	4.0
			事務(ICT)	23	48	41	33	30	22	1.9
			土木造園(土木)	27	50	41	41	38	30	1.4
			建築	34	37	32	27	23	20	1.6
			機械	9	41	33	26	23	11	3.0
			電気	10	34	25	24	21	14	1.8
			福祉	46	63	45	38	35	31	1.5
			児童福祉	23	39	38	38	37	29	1.3
			児童指導	16	16	14	14	13	12	1.2
			児童心理	15	34	33	33	32	21	1.6
			小 計	410	1,878	1,448	835	776	479	3.0
	2 級職(主任)		事務(一般事務)	86	1,004	720	244	225	112	6.4
			事務(ICT)	19	55	45	37	37	18	2.5
			土木造園(土木)	11	48	40	40	35	19	2.1
			建築	17	46	29	28	24	21	1.4
			福祉	28	39	26	23	23	18	1.4
			児童福祉	17	28	25	25	21	18	1.4
			児童指導	10	9	9	9	9	9	1.0
			児童心理	16	15	14	13	13	11	1.3
			小 計	204	1,244	908	419	387	226	4.0
	3級職(係長級)		事務(ICT)	4	13	7	5	4	3	2.3
			児童福祉	8	9	9	9	7	5	1.8
			児童指導	2	1	1	1	1	1	1.0
			児童心理	7	8	7	7	7	7	1.0
			小 計	21	31	24	22	19	16	1.5

就職氷河期	事務	41	996	720	206	191	54	13.3
合 計		2,730	17,370	14,792	10,113	8,112	5,269	2.8

(3) 令和5年度管理職昇任選考実施状況

区分	有資格者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	口頭試問 進出者数 (人)	口頭試問 進出率 (%)	合格者数 (人)	合格率 (%)
I 類	15,406	765	680	88.9	263	49.5	159	29.9
II 類	110	—	—	—	—	—	7	6.4

(注) 1 管理職昇任選考 I 類については、他の昇任選考と異なり、特別区人事委員会が実施する。

I 類の各数字には、23 区および特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の職員を含む。

2 管理職昇任選考 II 類については、練馬区が指名制により実施している。II 類の各数字には、練馬区の職員数のみ。